

令和8年度 当別町不妊治療費助成

当別町では、不妊治療を受けたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、先進医療を用いた不妊治療費の一部助成を行います。

対象者

- 1 先進不妊治療を受けた治療期間の初日に婚姻されている方（事実婚関係にある夫婦も含みます。）
 - 2 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の夫婦
 - 3 夫婦のいずれかが当別町に住民登録がある方
 - 4 町民税等滞納がない方
 - 5 他の市区町村で同様の助成を受けていない方
- ※1～5の全てに該当することが必要

厚生労働省ホームページ
（厚生労働大臣が定める
先進医療実施医療機関）



対象となる治療

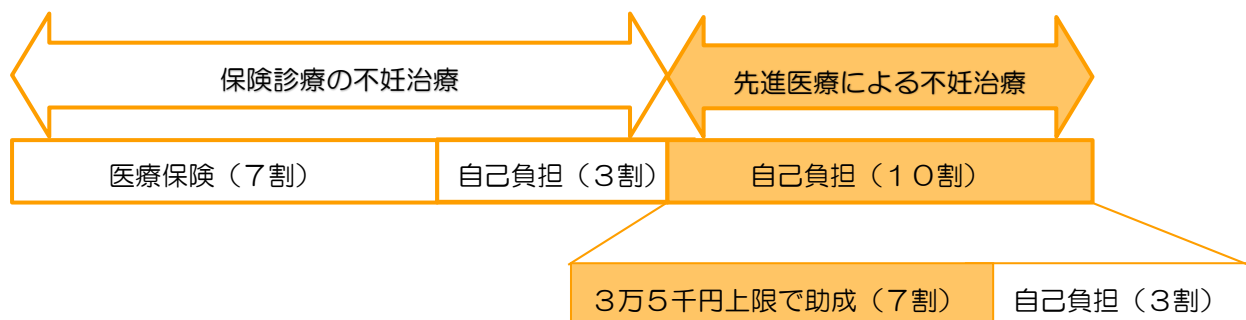
令和5年4月1日以降に開始した医療保険適用の不妊治療と併用して実施された医療保険対象外となる先進医療に係る治療
（先進医療実施医療機関として厚生労働大臣に届出又は承認されている医療機関で行われた治療が対象です。）

厚生労働省が告示している先進医療

子宮内刺激術 （SEET 法）	タイムラプス撮像法による 受精卵・胚培養	二段階胚移植術	子宮内膜擦過術 （子宮内膜スクラッチ）
ヒアルロン酸を用いた生理 学的精子選択術（PICSI）	子宮内膜受容能検査1 （ERA）	子宮内細菌叢検査1 （EMMA/ALICE）	子宮内細菌叢検査2 （子宮内フローラ）
子宮内膜受容期検査2 （ERPeak）	強拡大顕微鏡を用いた形態 学的精子選択術（IMSI）	膜構造を用いた生理学的 精子選択術（Zymot）	反復着床不全に対する投薬 （タクロリムス）
着床前胚異常数性検査 （PGT-A）	令和7年10月現在の情報で、今後追加される場合がありますので、厚生労働省のホームページをご覧ください。		

助成額

1回の治療あたり、自己負担額の7割（上限3万5千円）

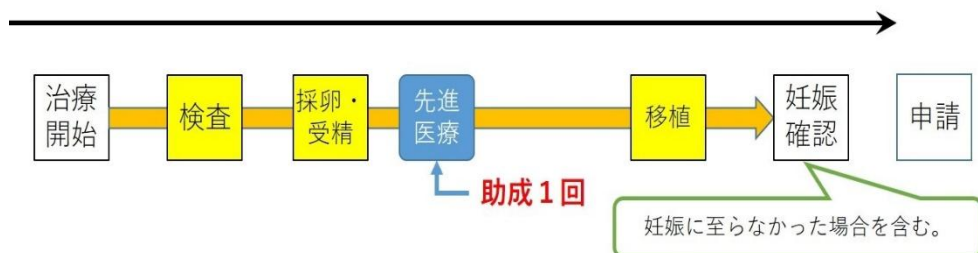


助成回数

40歳未満の方 6回まで
40歳から43歳未満の方 3回まで

助成回数の考え方

治療計画から妊娠確認等に至るまでの不妊治療の過程を指します。ただし、医師の判断に基づき治療を中止した場合等も対象となります。



申請に必要なもの

【必ず必要なもの（共通）】

- ☐ 当別町不妊治療費助成金支給申請書
- ☐ 当別町不妊治療費助成事業受診等証明書
- ☐ 夫婦の住民票・完納証明書
- ☐ 治療及び調剤に係る領収書と明細書の写し
- ☐ 振込金融機関口座等がわかる物の写し

【事実婚関係にある方の申請】

- ☐ 共通にあるもの
- ☐ 事実婚に関する申立書
- ☐ 戸籍謄本

【第2子以降の申請】

- ☐ 共通にあるもの
- ☐ 戸籍謄本

留意点

- 治療終了日から90日以内に申請してください。期限内に申請できない場合は下記お問い合わせ先にご相談ください。
- 交通費の助成は行っていません。

お問い合わせ・申請先

当別町福祉部保健福祉課健康推進係（当別町総合保健福祉センター ゆとろ内）

【住 所】 061-0234 石狩郡当別町西町32番地2

【電 話】 0133-23-4044

【Email】 hoken1@town.tobetsu.hokkaido.jp